

こかげ広場運営に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、広島県呉市西中央二丁目6番1号にあるKOKAGE BUILDINGの1階のスペース（以下「こかげ広場」）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用料 電気代実費程度をいう。
- (2) こかげ広場 KOKAGE BUILDINGの1階のスペース部分をいう。

(利用時間)

第3条 こかげ広場の利用時間は9時から19時までとする。

期間	午前	午後	夜間
4月～3月	9:00～12:00	13:00～17:00	17:00～19:00

2 こころのクリニックこかげ院長または院長の指定した人物（以下「院長」とする）は、特別な事情があると認める場合は、前項の利用時間を変更することができる。

(閉所日)

第4条 こかげ広場の閉所日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規程する休日
- (2) 8月10日～8月16日
- (3) 12月29日～1月4日

2 こころのクリニックこかげ院長は、必要があると認める場合は、閉所日を取り消し、及び臨時の閉所日を定めることができる。

(利用料)

第5条 利用料は、都度協議の上決定する。

(利用料の減免)

第6条 以下に掲げる理由により使用する場合は、利用料を全額免除する。

- (1) こころのクリニックこかげ（以下「こかげ」とする）が使用するとき
- (2) こかげの行事として使用するとき
- (3) こかげの主催する講座、講演、その他これに類する集会で、公益に資すると院長が認めるとき

(使用許可)

第7条 こかげ広場を使用しようとするものは、あらかじめ院長の許可を受けなければならない。

2 院長は、前項の許可をする場合において、こかげ広場の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第8条 院長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は付属設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 専ら営利を目的としていると認められたとき。
- (4) その他、こかげ広場の管理運営上支障があると認められたとき。

(使用許可の取消し等)

第9条 院長は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取消し、又はその効力を停止し、若しくは条件を変更することができる。

- (1) この規程に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。
- (4) その他公民館施設の管理運営上支障があると認められたとき。

(損害賠償)

第10条 使用者が、その責めに帰すべき事由により施設若しくは付属設備を破損し、又は滅失させたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(使用者の義務)

第11条 使用者は、使用に当たっては院長の指示に従わなければならない。

2 使用者は、施設等の使用が終わったときは、院長の指示に従い清掃及び整理整頓をしなければならない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、こかげ広場の利用に関し、必要な事項は院長が別に定める。